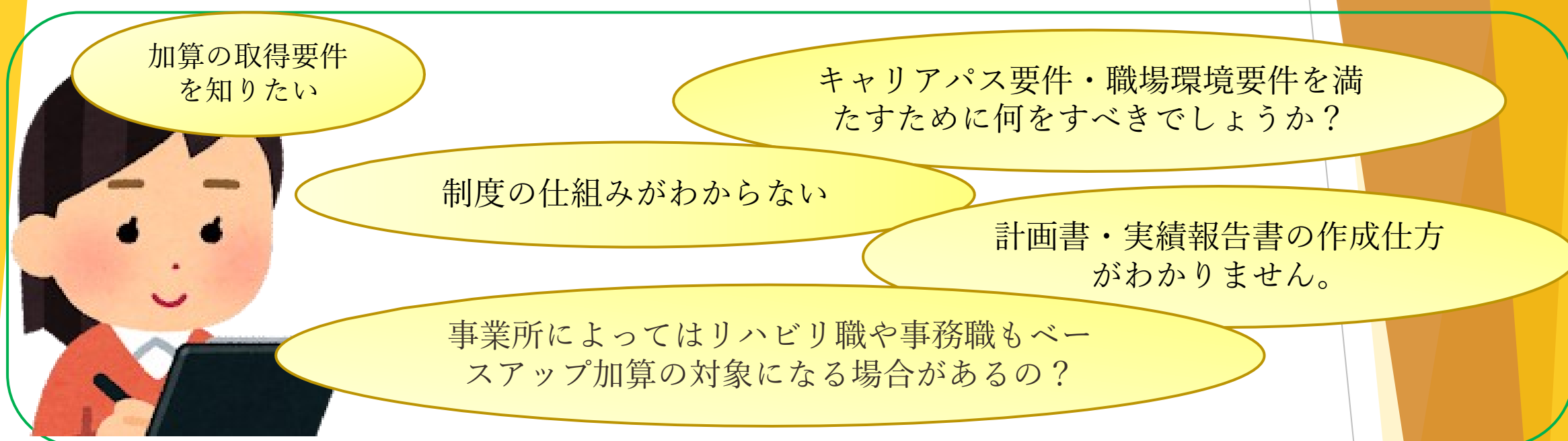


専門家による無料相談のご案内

◆本事業の主旨

介護職員の処遇改善を図ることができる各加算を取得することで、人材の定着率を高め、サービスの質の維持向上を図ることができます。制度をまだ知らなかった方、この機会に申請を検討してみたい方に、ご相談とご支援を無料でご提供できる事業です。



◆主な相談支援の内容

具体的には、①「介護職員処遇改善加算」 ②「介護職員等特定処遇改善加算」 ③「介護職員等ベースアップ等支援加算」についての新規申請に向けたご相談、また①や②は現在取得区分から上位区分の取得に向けたご相談などができます。

＊介護職員等ベースアップ等支援加算とは？＊

◆目的

◇一人あたりの収入を3%程度(月額平均で9,000円)引き上げるために設けられた制度です

◆算定要件

◇処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所であること

◇賃上げ効果の継続のため、 加算額の2/3 は 介護職員等のベースアップ等に用いること

本事業の推奨！

【実施団体・お問い合わせ先】

本事業は、埼玉県福祉部高齢者福祉課より委託された下記団体が実施しています。

(公財)介護労働安定センター埼玉支部

〒330-0055埼玉県さいたま市浦和区東高砂町2-5 NBF浦和ビル4階

ご相談をご希望の方は、裏面申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

電話:048-813-2551

FAX:048-813-2552



※ 当申込書に記載された内容については、当センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、職員及び当センターが委嘱している雇用管理サポーターによる日程調整、内容確認、各種セミナーのご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記目的以外の目的で使用しません。